

気象及び交通機関運行不能時の授業特別措置について

- 台風・熱帯性低気圧接近或いは降雪による気象警報発令時

午前6時の時点で、千葉県全域あるいは北東部および北西部に台風等による警報（大雨、洪水、大雪、暴風）が発令されている場合、自宅待機とする。

 1. 午前8時までに警報が解除された場合、第3校時より平常授業とする。
 2. 午前10時までに警報が解除された場合、第5校時より平常授業とする。
 3. 午前10時までに警報が解除されなかった場合、臨時休校とする。

※ ただし、状況により1～3以外の措置をとる場合は、学校より連絡網で連絡する。

※ 台風の接近や降雪とは別に、通常発令される警報の場合、十分に安全を確認して登校する。
- 交通ストライキや不測の事故等による交通機関不通時

午前6時の時点で、JR 総武本線・成田線（千葉－佐倉間）が不通の場合、自宅待機とする。

 1. 午前8時までにJR 総武本線・成田線（千葉－佐倉間）の運転が再開された場合、第3校時より平常授業とする。
 2. 午前10時までにJR 総武本線・成田線（千葉－佐倉間）の運転が再開された場合、第5校時より平常授業とする。
 3. 午前10時までにJR 総武本線・成田線（千葉－佐倉間）の運転が再開されなかった場合、臨時休校とする。

※ ただし、状況により1～3以外の措置をとる場合は、学校より連絡網で連絡する。

※ 登校途中、交通機関が突発的な事故等で一時不通になった場合、十分に安全を確認して登校する。
- 大規模地震の発生及び警戒宣言発令時

登校前に四街道・千葉・佐倉市内で、震度5弱以上の地震が観測された場合、または警戒宣言が発令されている場合、自宅待機とする。

 1. 震度5弱以上の地震が観測され、交通機関の途絶・家屋の倒壊や火災により、政府・千葉県が非常配備体制を発令した場合、臨時休校とする。
 2. 警戒宣言が発令されている場合、臨時休校とする。なお、警戒解除宣言が発令された場合、原則として翌日より平常授業の体制に復する。

※ ただし、状況により1～2以外の措置をとる場合、学校から連絡網で連絡する。

[注意]

1. 授業特別措置についての詳細は本校ホームページに掲示する。
緊急時 学校連絡、本校ホームページおよび携帯電話でのアドレスは以下の通りです。
HP <http://www.keiai.ed.jp>
携帯 <http://www.keiai.ed.jp/keitai/index2.html>



2. この授業特別措置は平成21年4月20日より適用する。